

Title	大工頭中井家文書(十二)
Sub Title	On the documents concerning the Nakai (中井) Family (XII)
Author	中井, 信彦(Nakai, Nobuhiko) 高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.4 (1972. 4) ,p.97(489)- 112(504)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720410-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

大工頭中井家文書（十二）

中井信彦

高橋正彦

秀頼様御奉行 片桐市正奉行

一大か小引日帳 小野木五郎左衛門 田村平兵衛
奉行 中井大和手代

毛利勘右衛門 中井大和手代

〔二八三〕 大仏の算用奉行の覚 ①

〔大仏のさん用奉行のかきつけ〕

大仏奉行衆之覚

秀頼様御奉行 片桐市正奉行

一材木 奉行 遠藤十大夫 小畠十左衛門

伊木七郎右衛門 玉井助兵衛

右木材のねたんハ 秀頼様直の御奉行衆片桐市正内奉

行御さため候て材木をも右之衆御たちあい候て御うけ

とりなされ、すなわち金銀をも材木屋衆へ御渡候事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行

伏屋飛驒 伊藤太郎右衛門

一大工日帳奉行 水原石見

〔中井家文書〕

松井藤介 玉川清兵衛

友松次右衛門 中井大和手代

右之日帳直の御奉行衆片桐市正内奉行衆日々に御あら
ため候て御つけなされ、その以日帳かん定候而八木御
渡し被成候事

(四八九) 九七

山田清右衛門 三上勘兵衛
西川八右衛門 石塚忠兵衛

右のおはかり目、直の御奉行衆片桐市正内奉行衆御請
とり被成、則ねたん之儀も御さため候て銀子御渡し候
事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行
一かわら 奉行 水原石見 荒木勘十郎
友松次右衛門 長井助十郎

右之かわら直之御奉行衆片桐市正奉行衆御たちあい候
て屋ねにてかわらよみうけとり、則ねたんも御きわめ
銀子御渡候事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行
一かちすみ奉行 雨森出雲 小畠七右衛門
矢嶋加兵衛 蝶川次兵衛

右之かちすみ直之御奉行衆と片桐市正内奉行衆御うけ

とりなされ、則ねたん御定銀子御渡候事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行
一くろかね奉行 雨森出雲 宮部二郎兵衛
矢嶋加兵衛 中尾清左衛門

右之かくろかね直之御奉行衆片桐市正奉行衆日々に御改候而
御つけ被成、その以日帳作料御定かん定被成米御渡し
候事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行

一はく 奉行 遠藤十大夫 安養寺孫兵衛
伊木七郎右衛門 長田久左衛門

右之はくのねたん直の御奉行衆片桐市正内奉行御きわ
め候て、則はく御請とり金子御渡候事

片桐市正奉行

秀頼様御奉行

荒木庄太

水原石見

梅戸平右衛門

松井藤介

安養寺喜兵衛

牧次右衛門

右之いしのねたん直之御奉行衆片桐市正奉行衆御きわ

め被成被仰付候事

片桐市正奉行

秀頼様御奉行

荒木庄太

秀頼様御奉行

荒木庄太

松井藤介

梅戸平右衛門

牧次右衛門

安養寺喜兵衛

右之かねのさしひきハ直御奉行衆片桐市正内奉行衆被

仰付候事

秀頼様御奉行 片桐市正奉行

伏屋飛驒

荒木庄太

水原石見

梅戸平右衛門

松井藤助

安養寺喜兵衛

友松次右衛門

牧次右衛門

以上

「中井家文書」

右金銀八木材木屋いつれも諸職人へ相渡之事ハ片桐市正殿より被仰付直談に以手形御渡被成候事右之材木ねたんあいきわまり候折ふしハ大坂へ我等も罷下やうすうけたまハリ候事そのほかハいつれも御奉行衆大仏にて御きわめ候事

中井大和守（花押）

〔註〕①この文書は本紹介の一にのせた大仏殿関係の史料と関係の深いものである。（本誌三七巻一号参照）

〔二八四〕奈良大仏本尊ならびに仮堂入用目録

（表紙）

（表紙共七枚）

〔黒印〕

慶長拾九年

奈良大仏御本尊いかけ并仮堂
万入用目録
九月五日

（四九一） 九九

(黒印)
○

史

学

第

四

十

四

卷

第

四

号

一銀參貫九百目

但壱人ニ付壱匁三分つゝ
仏師方三千人

奈良大仏御本尊いかけ申入用

一銀拾五貫六百目

日用武万四千人

一銀式百六拾八貫目 いかけの唐金

一銀七貫五百目

但壱人ニ付六分五りつゝ
つな小遣

此唐金三万八千貫目 但拾貫目ニ付八拾目つゝ

一銀七拾式貫目

蓮花座分

此唐金九千貫目 但拾貫目ニ付八拾目つゝ

一銀七貫五百目

銀子合四百八拾七貫五百目

一銀參貫五百目

唐金之駄賃

一銀拾貫七百目

仏之足代材木

一銀式貫八百目

右ノ足代材木之舟賃車力

一銀四貫四百目

釘かすがい

一銀四拾三貫五百目

炭式万九千俵

但壱俵ニ付壱匁五分つゝ

一銀式拾壹貫貳百五拾目

大工壹万六千三百五十人

但壱人ニ付壱匁三分つゝ

一銀壹貫貳百目

おか小引千式百人

但式人ニ付壱匁つゝ

一銀參拾三貫百五拾目

ふきや方壹万七千五百人

但壱人ニ付壱匁七分つゝ

一銀五拾四貫六百目

大工四万式千人

但壱人ニ付壱匁三分つゝ

用

一銀拾壹貫目

おか小引壹万千人

但壱人ニ付壱匁つゝ

一銀參拾七貫七百目

日用五万八千人

但壱人ニ付六分五りつゝ

一銀拾壹貫式百目

仮堂材木ノ舟賃車力

一銀五貫目

同足代材木之舟賃車力

銀子合參百貫式百目

式口

銀子合七百八拾七貫七百目

内百卅七貫七百目 但判金式百七拾枚

残六百五拾貫目

(慶長十九年)

金屋
了円(花押)

角倉
与一(花押)

尼崎屋
五左衛門(花押)

岸部屋
二郎右衛門(花押)

大坂屋
与兵衛(花押)

「中井家文書」

〔二八五〕 大福庵金国日時勘文

謹奉撰

大坂之金城之御門御矢倉御作事柱立之吉日良辰御事并
好時者当月者廿四日より八專ニ入申候、其内廿二日大
吉日也、若又近日ニ御座候者廿五日八專の間日ニて候
其辺ニテハ吉日惡日指合申候条左ニ記之進上申候

一廿二日かの金へいぬ犬きしゆく日 天地和合日 大明日

金剛峯日 其外之吉日共候へ者不書付申候、好時ハた
つの時あさめし時万事ニ大吉也

八專の間日也

一廿五日みつのとのうしの日 夫ハ水をゑて万物を生るゆへ
に丑の日御作事初ニ大吉なり

甘露日 福徳日 神護日

丑 紐 ムスフトヨム文字
アラス ウルヲス土トヨム

好時ハあさ日いてざるまへうの時ニて候

御武運万々歳

寛永五年仲穂吉日

大福庵金国（花押）

中井大和守殿

玉几下

〔註〕①八專、はつせん、暦で干支が同性になるといふ日、壬子の日より癸亥の日までの十二日間のうち丑辰午戌を間日（まび）と称して除き、そのあまりの八日間をいう、一年に六回あつてその間降雨が多いといふ。

②きしゆく日、鬼宿日、暦注の一、嫁とりのほかは万事に大吉といふ日のこと。

③大明日、だいみよういち、暦注の一、すべてのことの大吉である日、大明ともいう。

〔二八六〕 中井伊豆 寄目録

寄目録

一千拾八石七斗九升

作料方

一九百拾壱石九斗壹升

飯米方

二口合千九百三拾石七斗

此払

一 式百三拾石 代六貫六百七拾匁 石ニ付廿九匁ツ、

小堀殿

一百石 代式貫八百匁 石ニ付廿八匁 同人

一 武百石 代五貫九百匁 石ニ付廿九匁五分 北見殿

一 武百石 代五貫式百匁 石ニ付廿六匁 小堀殿

一 武百石 代五貫七百八拾匁 石ニ付廿八匁九分 北見

殿

一 百五拾石 代三貫三百九拾匁 石ニ付廿二匁六分 山

岡殿

一 百石 代式貫七百匁 石ニ付廿七匁 同人

一 五石七斗五升五合 代百三十二匁三分 石ニ付廿三匁

是ハ五郎助指弓之残り上

五味金右衛門殿

一 百石 代式貫三百匁 石ニ付廿三匁 木村惣右衛門殿

一 百五拾石 代四貫三百五十匁 石ニ付廿九匁 藤林市

兵衛殿 木村惣右衛門殿

(ツギ目)

(裏印)

一百三拾四石二斗武升 代三貫五百十六匁五分

石ニ付廿六匁二分 村上孫左衛門殿

一百九拾九石五斗 石ニ付廿七匁 代五貫三百八十六匁

五分 山岡殿

一百六十壹石二斗九升 石ニ付廿七匁一分五厘 代四貫

三百九十三匁 台所二郎右衛門渡 元和六年分閏

(ツギ目)

御内理右衛門払 (裏印)

十二月迄

米合千九百三拾石七斗六升五合
銀子合五拾武貫五百拾八匁七分

銀子

一 武拾貫百五拾八匁

住吉

天王寺

愛宕

銀二口合七拾武貫六百七拾六匁八分

此払

一 五貫目 元和五年十二月ニ庄八ヘ渡

一 三貫七匁五分 大坂にて三十郎ニ渡

一 八貫匁 同所にて加左衛門ニ渡

一 拾八貫三十五匁 庄八ニ渡

一 壱貫三百匁 是ハ天王寺之作料之内

藤十郎取こミを御意にて

大坂大工与三兵衛ニ渡

一 六百八拾四匁三分 大坂御屋敷之大工作料ニ渡

「中井家文書」

一 四貫三百九拾三匁四分 米百六拾壹石武斗九升、二

郎右衛門手前ヘ渡右ニ書付有之付而払にも如

此

一 八貫五百目 元和七年四月十一日ニ上

一 武拾三貫七百五拾六匁 伊豆ニ遣申候

払合七拾武貫六百七拾六匁八分

元和七年四月十一日 中井伊豆(黒印)
(花押)

〔申年之勘定出入相済候也
(裏印)〕

中井長吉

〔二八七〕 尾州御用の材木購入の覚

(附箋)

慶長十七子年

尾州御用材木

〔ウワ書〕
「いぬやまくわなさわへのさいもくかいて」

(四五五) 一〇三

(濃九) □州尾州ニ而改御材木之内所々商人かい木覺

まつ木

一八拾六本 長式間木 四寸角 いぬ山町衆小嶋一藤

是ハ木ノいろ付なし

一七拾本 長式間木 四寸角

くわな又二郎

一百四拾本 同

長式間木 四寸角

同人

一五拾本 長式間木 四寸角

くわな市兵衛

一五拾六本 長式間半 六寸角

太田村新十郎

ひの木

一 壱 本 長式間木 七寸角

太田村市衛門

ひの木

一式百五拾本 長式間木 五寸角

なごやの長七

もみの木

一 拾 本 長式間木 末口八寸

うかい村長藏

ひの木

一 拾 本 長式間木 五寸角

彦大夫 是ハの村
なハなし

ひの木

末口四寸

平 藏 同

ひの木
一式拾八枚 板子 助衛門 同

木数合六百七十四本

板子合三十式枚

〔二八八〕 尾州名古屋大殿守釘録金物入札書、

五通

尾州名古屋御殿守

一拾七間三拾五間 大殿守

但御門ハのき申候

此米五千三百五拾石

右より入申打鍊金道具ハもとねニ被成たちん付ニテ御引
被成候て可被下候

慶長拾七年 かち 久兵衛代 (黒印)

子八月廿四日

五左衛門 (花押)

中井大和守様

尾州名護屋大殿守釘かすかい入札

合四千式百八拾石

右より今迄被成御遣候、釘かすかい金道具ハもとねニ駄
ちんヲ加被成御引可被下候但御米ハ壹石ニ付て拾三匁宛

子ノ八月廿二日

又兵衛（花押）

御奉行様参

尾州名古野大殿守釘錐金物入札ノ事

拾七間ニ拾五間 但御門御のき申候

此米四千七百五拾石 但壹石ニ付拾三匁つゝ

是ハ備中米ノ算用也

右より今迄入申釘錐金道具之事もとねニ被成たちんの

御くわへ御引被成候て可被下候

慶長拾七年

かち

八月廿二日 彦右衛門（花押）

御奉行衆様

御天守釘錐金物入札之事

合參千三百石者 拾七間ニ 但七尺間也

〔中井家文書〕

右是ハ尾州なこや御天守請切ニ仕候まゝ御かねハするか
のことく仕候、仍如件

慶長拾七年

八月廿二日

かち

弥左衛門（花押）（黒印）

中井大和守殿

尾州名古野大殿守釘錐金物入札之事

一拾七間ニ 拾五間 但御門ハのき申候

此米 四千九百石 但壹石ニ付拾三匁つゝ

是ハ備中米ノ算用也

右より今迄入申釘錐同道具之事、もとねニ被成たちんの

御くわへ御引被成候可被下候

慶長拾七年

かち

八月廿二日 春田彦左衛門（花押）

御奉行衆様

〔二八九〕 尾州名古屋小殿守釘錐金物入札書

六通

御小殿主拾三間ニ九間

〔四九七〕 一〇五

此米四百七拾九石

右之分ニテ仕立可申候 以上

子ノ

八月廿三日

久右衛門 (花押)

中井大和守殿

尾州名古野小殿守釘録金物入札之事

一拾三間ニ 九間 但御門ハ別紙ニ書入申候

右之代米

六百七拾八石

但大津ニテ可被下候

慶長拾七年

八月廿二日 春田彦左衛門 (花押)

御奉行衆様

尾州名古野小殿守釘録金物入札事

合六百五拾石宛

但拾三間ニ 九間也

右是ハ請切ニ仕立可申候、仍如件

慶長十七年

かち 弥左衛門 (花押)

中井大和守殿

尾州名古野小殿守釘録金物入札事

一拾三間ニ 九間 但御門別紙ニ書 □

右之代米

六百七拾五石

但大津ニテ可被下候

慶長十七年

八月廿二日

彦右衛門 (花押)

御奉行衆様

尾州名古屋御小殿守釘録金物入札事

一拾三間ニ 九間 但御門ハのき申候

此米千弐百五拾石

慶長拾七年

子ノ 八月廿四日

かち久兵衛代
(黒印)

中井大和守様

尾州名護屋小天主釘録金物入札事

合八百五拾石

但九間ニ拾三間

右之御米壹石ニ付テ拾四匁宛

八月廿二日

かち 又兵衛 (花押)

御奉行様參

〔一九〇〕 尾州名古屋御殿守御門のひぢつぼの
（肘壺）

入札書六通

尾州なこや御殿守釘

但実
駿河可仕候

中井大和守殿

御殿主七尺間拾七間ニ拾五間也

南之御門四分板
内之御門壹分板也

此米三千三百五拾石 内五百五拾石

御門式ツ（黒印）

右之分ニテ仕立可申候 以上

八月廿三日 かち 久右衛門（花押）

中井大和守殿

御殿主口ノ御門西東式ツ分入札之事

一ひぢつほ重而九寸但参くさりづりつゝ

み申板かねあつさ四分也 御門式つ之分

米合七百九拾八石

一御殿主おくの御門ひぢつほ重而七寸式くさりづりつゝ

見申板かねあつさ壹分也

此米百三拾四石五斗

右之分ニテ仕立可申候 以上

子ノ 八月廿三日 かち 久右衛門（花押）

（黒印）

中井大和守殿

御殿守西東式口ノひぢつほ板かね入札之事

一ひぢつほ重て九寸 但三くさりつり

つゝみ申板かねあつさ四分

御門西東式口之分合

此米七百五拾石

一御殿守おくノ御門ノひぢつほ重て七寸式くさりづり

つゝみ申板かねあつさ壹分

此米百五拾石

慶長拾七年 かち 久兵衛代（黒印）

子ノ八月廿四日 五左衛門尉（花押）

中井大和守様

尾州名護屋大殿守御門西南式口分入札

一ひぢつばかさねて九寸 但三くさりつり

（四九九） 一〇七

つゝみ申板かねあつさ四分也

此米七百八拾石

同おくの御門壱口ノ分

一ひちつばかさねて七寸 但式くさりつり

つゝみ申板かね壱分板也

此米百八拾九石

右之御米壱石ニ付て拾三匁宛

子ノ かぢ 八月廿二日 又兵衛（花押）

御奉行様参

大殿守口ノ御門西東二口ノ入札之事

一ひちつほ重而九寸 但三つくさりつり也

つゝみ申板金ノあつさ四分也

此米 五百七拾五石 但壱石ニ付拾三匁つゝ

是ハ備中米ノ算用也

一奥ノ御門ノひちつほ重而七寸 式つくさりつり

つゝみ申板金あつさ壱分也

此米 百參拾壱石 是も右ノ分也

二口合七百六石 積立あけ申候
慶長拾七年 八月廿二日 春田彦左衛門（花押）
御奉行衆様

大殿守口ノ御門西東二口ノ入札之事

一ひちつほ重而九寸 但三つくさりつり

つゝみ申板金のあつさ四分也

此米五百七拾石 但壱石ニ付拾三匁つゝ

是ハ備中米ノ算用也

一をくの御門 ひちつほ重而七寸 二つくさりつり

つゝみ申板金ノあつさ壱分也

此米百參拾石

右之分 合七百石 仕立可申候
かぢ 慶長拾七年 八月廿日 彦右衛門（花押）
御奉行衆様

是ハ備中米ノ算用也

御奉行衆様

〔二九一〕 京都木引年寄衆八名連署申状 板倉
周防守裏判

乍恐謹言上 京中木引共

一猪熊通かぎ屋町ニ甚丞と申木引御座候、此甚丞木引之

(ママ)

背作法を新儀(ママ)をたくみ三条材木屋町之内大坂町同ク丸田町にて材木屋の長左衛門与兵衛庄八喜太郎加兵衛喜兵衛市右衛門此者共の手前より礼物をとり木引之手半分ニいたし新儀ニなをこしらへ材木屋ニ木引をいたさせ申ニ付

去年八月十二日ニ御訴訟申上候へ者大和方へ可申之旨御

諭ニ付而、則中井大和殿へ右之通申候へ者、双方被召寄先年より之作法を御吟味之上甚丞材木屋を弟子ニ取申事新儀之企曲事と被仰、則師弟之契約をきり木引をとめ可

申之旨被仰付候、然共右之材木屋衆于今木引をやめ不申

結向弟子ニ弟子を取かさみ木引を仕候へ者、行々ハ木引共すきわひもなく罷成候ての迷惑ニ奉存重而御訴訟申上候御事

一先年も材木屋衆か様之たくみを被致、与三と申木引を

かたらひ致師匠ニ材木屋木引を可仕才覚被致候ニ付
伊賀守様へ御訴訟申上候へ者被聞召分与三を七十日余り籠舎被仰付候、材木屋木引を仕候事無御座候処ニ今度材木屋衆甚丞をかたらひ新儀之企を被致候事、何共迷惑ニ奉存候御事

一從先年洛中ニ木引八与御座候、御公儀様為御用と御江戸駿河御日光様御作事為御用と度々罷下木引之御用を相勤申候、殊ニ大坂両年之御陣迄相勤申木引共にて御座候、其段中井大和殿并ニ大鋸棟梁衆能々御存知にて御座候御事

右之趣彼甚丞長左衛門与兵衛庄八喜太郎加兵衛喜兵衛市右衛門此者共被召出、先規之ことく被仰付被下候者生々世々本難奉存候、以上

京中木引年寄

正保四年

堀川与 弥兵衛 (黒印)

十月十三日

十人与 甚兵衛 (黒印)

今出与 次兵衛 (黒印)

なみ家与 彦左衛門 (黒印)

(五〇一) 一〇九

中与久兵衛（黒印）

菊屋与喜左衛門（黒印）

御奉行様

竹屋与作右衛門（黒印）

松原与茂右衛門（黒印）

（ウラ書）

右目安差上候間致返答書公

事日ニ罷出理り可申者也

寅霜月七日周防（黒印）

材木屋

甚之丞

長左衛門

与兵衛

庄八

喜太郎

喜兵衛

市右衛門

方

ハ

〔二九二〕 日光輪王寺門主奉書

依日光御門主仰致啓達候、弥御堅固之由珍重思召候
然者去年中御頼被仰入候山門諸堂社御修復之儀衆徒共よ
り願上候ニ付右御修復箇所御見分被仰出候之由被山よ
り追々申上、御門主御方御承知被成候、然處右箇所ニ附
候神宝仏器莊嚴之具裝束類等年數相重殊之外及大破候而
難相用候ニ付此度御見分之上御修復相願度段是又御承知
被成無拋筋ニ思召候、右ニ付衆徒共より委細可願出候
之間御見分之上衆徒願之通御修復被仰出候様被成度、御
取斗之儀被為頼入候、此段宜申達与之御事ニ御座候、恐
惶謹言

楞伽院

十二月二日

長道（花押）

円覺院

長嚴（花押）

中井藤三郎様

〔二九三〕 村伊与 与助連名 大坂城二ノ丸堀

廻り作事之釘注文

遣申釘之事

一三百本

八寸釘

京橋口御門之内付切之所
大桶四つ同水ためニ遣申候

一式百五拾本

七寸釘

右わけ
三拾本

玉作口御門之内付切板之上下桶
はり掛ニ遣申候

式拾本

うしとらすみ桶はり掛ニ遣申候
水ため四つに遣申候

一六百六拾本

五寸ノ釘

右之わけ

式百本

玉作口御門之内付切坂之上下桶
ノふたニ遣申候

百五拾本

うしとら桶ノふたニ遣申候
京橋御門之内付切之所桶ノふたニ遣申候

式百九拾本

京橋御門之内付切之所桶ノふたニ遣申候
本丸水ため之ふたニ遣申候

右是ハ大坂御城二ノ丸堀廻水道水

遣申者也仍如件

村伊与

欠

寛永元年

九月十六日 与助

〔中井家文書〕

久左衛門殿
かし
参

〔右表書之通無紛候理ハ本文有之也
(ウラ書)

堀三右

日下部五

加々爪民」

欠

〔二九四〕 中井家当主留守中の覚書

覚

一留守中火用心専一二可被申付事

一公事訴訟之事兼々定置通我等帰り候迄待せ置可被申候、併急成事者兼而之格を以當分之儀可被申渡置候、滯儀者不寄何事ニ中井主水殿江得内意差図を請伊豆守殿江相窺可被得御下知候事

一渡り方金銀米錢有來御裏判次第不滯様ニ可被相渡候、

惣而御用向之事別而念入可被相勤候事

一御所方御用隨分念を入候様ニ四人之手代共江可被申付

候事

(五〇三) 一一一

一 御金藏之用心別而無心元候間御金役人并泊番之もの昼夜

夜能々心を付相守候様ニ急度可被申渡候、留守中者二

三ヶ月之事ニ候間可成儀ニ候ハ、泊り番兩人申付度候

事

一 広間勘定場并勝手向ニ相勤候者共夫々之詰所昼夜暫茂不明様ニ可被申付候、郷中之御用無之候而在宿之手代共者随分広間勘定場相詰候様ニ可被申渡候、若懈怠之もの有之者我等帰宅之上可被申聞事、附り人之噂批判常々堅無用之事

一手代其外之者共當分之暇を願町江罷出候之儀留守中少之内之事ニ候間大形之儀者遠慮可然候無拋用事有之而暇願候ハ、其様子被承届候上ニ而出シ被申其趣帳面ニ記置我等帰り候而見せ可被申事

一 三ヶ所門番所昼夜不明様ニ相守出入念入相改、表門ハ六つ切、二ヶ所之門ハ五つ半切ニ門をゞ、朝ハ六つ時明候様ニ可被申付候事

一 両屋敷共ニ他所之もの一宿ニ而も泊シ候事無用ニ候、

併無拠儀者様子被承届由緒両人も被存候程之ものハ各

別ニ候事

一 不審番之もの愈無由断屋鋪中節々相廻り候様ニ可被申付候事

一 御所方角万一火事有之節者

禁裏様 仙洞様 女院様 女五宮様江手代とも例之通人足召連早速相詰御用承候様ニ可被申付候、定役人之外手代共も其節之了簡を以出し可被申候并

女一宮様 長君様江茂御見廻ニ手代參候様ニ可被申付候、又者品ニより人足をも出し可被申候

御所方方角ニ而無之火事場江者手代并人足不及出し候ニ候、若又我等支配所ニ火事相見え候ハ、早速手代共差遣し令下知候之様ニ被仕、其趣如例之伊豆守殿江可被申上事

右留守中之事兼々差定ル事共ニ而不及申渡候得共手代其外之もの共由断為不仕如斯候間右之趣相守候様ニ可被申渡候、此外両人存寄之儀有之候ハ、発足以前可被相伺候

以上

曾我喜左衛門殿

鷹屋新五右衛門殿

亥五月